

気候変動適応法の改正に伴う 北九州市の対応について

北九州市環境局環境監視課

令和6年5月22日/環境水道委員会

1

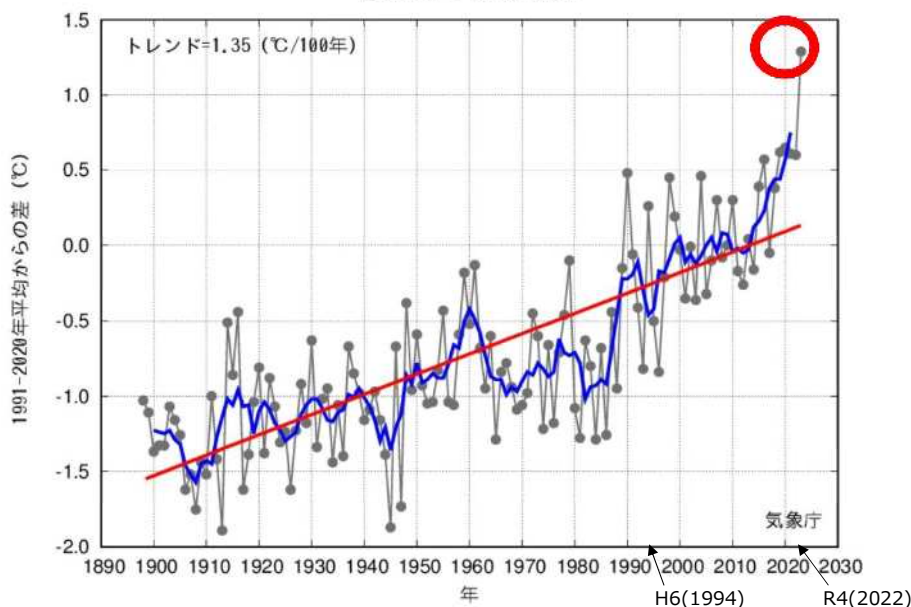
地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇

- ◆国内における年平均気温は**100年当たり1.35℃の割合で上昇**。
- ◆1898年の統計開始以降、**直近5年がトップ5**。

【正偏差が大きかった年（1～5位）】

1位：2023年（+1.29℃）、2位：2020年（+0.65℃）、3位：2019年（+0.62℃）、
4位：2021年（+0.61℃）、5位：2022年（+0.60℃）

日本の年平均気温偏差



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。
基準値は1991～2020年の30年平均値。

2
【出典】環境省資料

国内の熱中症死亡者（5年移動平均）の推移

- ◆ 熱中症死亡者（5年移動平均）は直近約30年間で**急激な増加基調**にある
- ◆ 近年の死亡者数は**年間1,000人を超える高い水準**となっている



3

気候変動適応法の改正概要（R6.4施行）

- 熱中症対策を強化するため、気候変動適応法を改正（R5.5公布、**R6.4施行**）
- 熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す「**熱中症特別警戒情報**」の法定化や、特別警戒情報発表期間中に**暑熱から避難するための施設の開放措置**等を新たに位置付け、熱中症予防を強化するための仕組みを創設

新たに対応が必要となる主な事項

熱中症特別警戒情報の新設と市民への周知	<ul style="list-style-type: none"> • 翌日の暑さ指数（WBGT）の予測値が、都道府県内の全ての予測情報提供地点で「35」に達する場合に発表（前日14時発表） • 発表時には、住民への伝達を市町村に義務付け【義務規定】 • これまで国内で発表条件を満たしたことはない ※過去に例のない危険な暑さ
指定暑熱避難施設の指定と開放	<ul style="list-style-type: none"> • 熱中症特別警戒情報発表期間中に、指定暑熱避難施設を一般に開放 • 施設指定は【できる規定】であるが、指定した場合には、予め公表した解放可能日時の範囲内で、施設を開放する義務が生じる
熱中症対策普及団体の指定	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉法人や会社を対象として、熱中症対策に関する「事業者及び住民への普及啓発」や、「住民からの相談に対する必要な助言」を適正かつ確実に行う者を、市町村が「熱中症対策普及団体」に指定可能【できる規定】
(参考※) 庁内連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 熱中症対策は多くの関係部署にまたがるため、各部署の役割を明確にし、庁内の連携・協力体制を整備することが不可欠とされており、庁内連携のための枠組の設置などが推奨されている【法の規定なし】

※庁内連携体制の整備の必要性については、国の熱中症対策実行計画の中に位置付けられている

4

本市の熱中症被害等の状況

- 熱中症による死者数は、全国で概ね毎年1,000人を超えており、その8割以上が65歳以上の高齢者である
- 本市の死者数は毎年4名程度と、人口割合で比較すると低い水準にある
- 福岡県内の暑さ指数提供地点（全12地点）において、過去に暑さ指数35（四捨五入）を記録したことがあるのは5地点のみ

熱中症死者数の状況

年度	死者数（人）			本市の割合（全国比）
	全国（※1）	福岡県	北九州市	
令和元年度	1,224（81.7%）	28	4	0.3%
令和2年度	1,528（86.1%）	19	4	0.3%
令和3年度	755（84.9%）	14	2	0.3%
令和4年度	1,477（86.3%）	26	6	0.4%

※1 括弧内は高齢者の占める割合
【出典】人口動態統計（厚生労働省）

福岡県内の暑さ指数提供地点



福岡県内における暑さ指数（※2）の過去最高値（直近5年間）

地点	八幡	宗像	行橋	飯塚	前原	福岡
暑さ指数	33.8	34.3	34.7	33.4	34.5	33.9
発生年月日	2020/8/14	2023/7/27	2022/8/15	2019/7/31	2020/8/25	2020/8/15
地点	大宰府	添田	朝倉	久留米	黒木	大牟田
暑さ指数	34.7	34.7	33.8	34.7	33.2	33.6
発生年月日	2019/8/12	2019/8/12	2019/8/2	2019/8/2	2020/8/21	2020/8/21

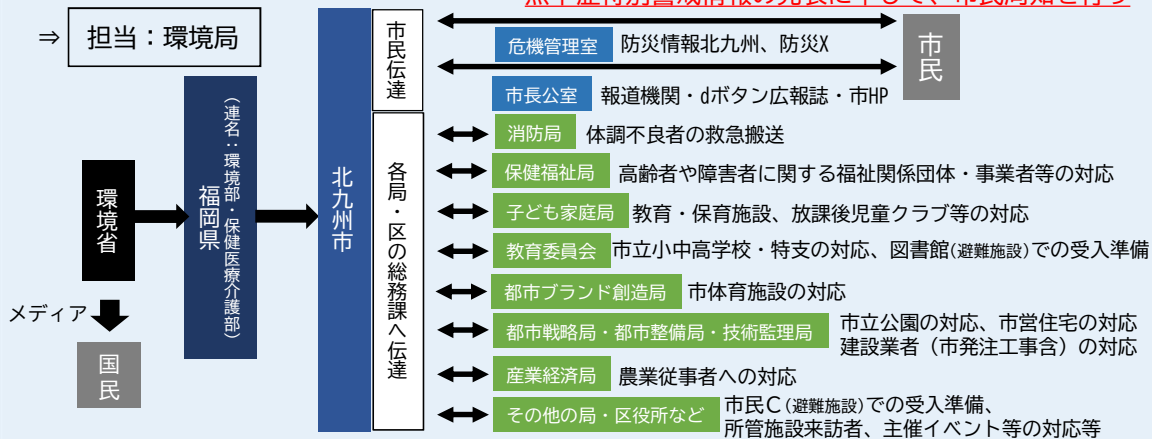
※2 暑さ指数（WBGT）= 0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度

本市の対応方針【熱中症特別警戒情報に関する市民への周知体制】

- 熱中症特別警戒情報の発表時には、公式SNS等の情報発信ツールを活用するとともに、各局・区の総務担当課を経由して、それぞれの所管団体・施設等に個別に周知することで、迅速かつきめ細やかに市民に情報発信を行う
- 市民からの問合せについても、各局・区で役割を明確にして適切に対応する

◎ 熱中症特別警戒情報発表時の対応

(1) 市民への伝達（法第19条）



(2) 特別警戒発表時の市民からの問い合わせ及び救急搬送要請対応

- 市民
- 熱中症予防行動、健康相談について ⇒ 担当：保健福祉局・各区役所保健福祉課
 - 熱中症等による体調不良者の救急搬送について ⇒ 担当：消防局（119番）
 - 指定暑熱避難施設について ⇒ 担当：環境局

本市の対応方針【熱中症特別警戒情報に関する市民への周知内容】

- 熱中症特別警戒情報の発表時には、以下の内容をキーメッセージとして市民に周知を行う

- ◆ 過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に重大な被害が生じる恐れがあります！
- ◆ 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等の使用により涼しい環境で過ごして下さい。
- ◆ 高齢者、子ども等の熱中症にかかりやすい方の周囲の方は、声かけを実施するとともに、涼しい環境で過ごすことができるか、今一度確認してください。
- ◆ 涼しい環境で過ごすことができない方は、暑さから避難するために、指定暑熱避難施設（図書館、市民センター）等、エアコンが完備されている場所の利用を検討してください。
- ◆ 学校、施設、イベント等の管理者は、熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合、運動、外出、イベントの中止、延期、変更なども視野に適切な判断を行って下さい。
- ◆ こまめな休憩や水分補給・塩分補給を行うなど、普段以上の熱中症予防を心がけてください。



7

本市の対応方針【指定暑熱避難施設の指定と開放】

- 熱中症弱者である「高齢者」をはじめとした市民に馴染みが深く、適切な受入れスペースを有しつつ、各区に満遍なく設置されている「市民センター」と「図書館」を指定暑熱避難施設に指定する
- それ以外の公共施設等においても、熱中症特別警戒情報の対象日には可能な限り市民の受入れに協力するよう施設管理者に依頼する（施設管理者から法に基づく施設指定の要請があれば適宜追加）
- 熱中症特別警戒情報の発表状況等を踏まえ、適宜、指定・運用手法の見直し（最適化）を図る予定

指定暑熱避難施設の施設情報

施設種別	施設情報	市内施設数
市民センター	平日：9時～22時 土曜日：9時～17時 ※日祝休み（一部例外あり）	136館
図書館	火～金：9時30分～19時 土日祝：9時30分～18時 ※月曜休み	14館

（参考）指定暑熱避難施設の運用イメージ

- 法に基づく指定施設に加え、それ以外の公共施設等においても可能な限り市民受け入れに協力する
- 他の公共施設や民間施設における法に基づく指定の拡大等については、適宜検討する

法に基づく指定施設

予め公表した開放日時において市民受け入れ



他の公共施設

開館時間の範囲内で可能な限り市民受け入れに協力



8

本市の対応方針【庁内連携体制の整備】

各局が連携して実効性の高い熱中症対策を実施することで、
市民の熱中症被害の抑制を図る

- 各局における取組の進捗状況や、国の動向など最新情報の共有化
- 新たに発生する課題等に対する、本市の統一的な対応方針の協議 など

北九州市熱中症対策推進連絡会議

事務局：環境局環境監視課
(全体の取りまとめ)

※関係課長会議とする

主な参加部局

危機管理室	総務市民局	保健福祉局	子ども家庭局	産業経済局	都市ブランド創造局	都市戦略局	都市整備局	消防局	教育委員会
災害対応のノウハウ共有・情報発信ツールを活用した周知	指定暑熱避難施設の運用、区役所への情報共有	熱中症普及啓発・高齢者等の見守り、団体・企業との連携	教育・保育施設、放課後児童クラブへの周知	農業従事者への周知	スポーツ施設での対応	市立公園(有料公園)の対応	市立公園、市営住宅の対応	熱中症患者の救急搬送	学校等への周知・指定暑熱避難施設の運用



- 各局が、それぞれの所管施設・団体などへ適切に熱中症予防行動等に関する周知啓発を図る
- 各種ステークホルダーとの連携により、市民への熱中症対策の浸透を図る

＜今後の予定＞

第1回会議を、5/16に開催した。令和6年秋頃に第2回会議を開催し、今夏の振り返りを行う予定 9